

(第一類 第四号)

第二回 國會 司法委員會 會議錄 第十六号

昭和二十三年五月五日(水曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長代理 星野銀治 良作君

岡井藤志郎君 佐瀬 昌三君

花村 四郎君 松本 弘君

明體輝三郎君 山口 好一君

池谷 信一君 打出 信行君

中村 俊夫君 中村 又一君

吉田 安君 大島 多藏君

出席國務大臣

法務總裁 鈴木 義男君

出席政府委員

法務政務次官 松永 義雄君

本日の會議に付した事件

裁判官の報酬等に関する法律案(内閣提出)(第五一号)

檢察官の俸給等に関する法律案(内閣提出)(第五二号)

○綴治委員長代理 會議を開きます。

裁判官の報酬等に関する法律案、及び檢察官の俸給等に関する法律案の両案について審議を進めます。本案については、昨日の懇談会において大休各方面の意見を聴いたので、本日は政府委員に対する質疑に移ります。花村四郎君。

○花村委員 私はたゞいま議題に上つております本案に対して、法務總裁に若干お尋ねをいたしたいと思うのであります。

まず第一に、判事の裁判制度の上に於ける地位でありますが、わが國の新憲法下におきます裁判制度の全般

を見てみます場合に、判事に關する地位を、旧來よりも向上せしめ、眞に憲法その他この憲法を取巻く法律の上から見た判事の地位というものを、ここで確立する必要があると思ふのであります。本案は要するにさうな見地に立つて出された一種の待遇案であらうと思ふのであります。この待遇案に關します根本的の理念として、裁判官の地位をできる限り向上せしめるといふことが、新憲法の趣旨に副うゆゑんであらうと思ふのであります。法務總裁は、かような点に對していかにお考えをもちつておられるか、まずこれをお伺ひしたい。

○鈴木國務大臣 花村君の御質問はその通りであります。新憲法の上において、裁判官の地位といふものは著しく高められ、殊に権力分立の原則を確立いたしましたために、立法権、行政権と對立して司法権といふものが同じ高さを保つべきものであるという建前をとつておるのであります。そういう意味から、最高裁判所長官は總理大臣と對等、最高裁判所の判事は國務大臣と對等という原則が出てくるわけでありまして、そういう趣旨に則つて、待遇案につきましても立案されておる、こういうふうにご御了解願ひたいのであります。

○花村委員 そこで判事の地位に關します根本的な法務總裁の考え方はわかつたのであります。檢察官に關します地位につきましても判事との關係においていかなるお考えをもちつておられるか、これを第二にお伺ひしたい。

○鈴木國務大臣 檢察官の地位は著しく低いのであります。御承知のように、國務大臣たる法務總裁のもとに檢察總長はあります。檢察官の地位はたゞ一人でありまして、最高裁判所長官並びに判事が十五名、國務大臣待遇及びそれ以上の地位にあるものがあつたに比して著しく低いといふことは、申すまでもないのであります。しかし俸給の問題は、必ずしもそのこととは關係がないと考えておるのであります。殊に檢察の地位を裁判上よりいふに置かざるべきかといふことにつきましても、私個人といたしましては、たとへば檢察と弁護士と對等の地位に置き、判事は一段高い地位に置いて法廷を構成し、それとして裁判を進めていくといふことが、理想的な裁判の形態であらうといふふうに考えておりますが、それは法廷の構成の問題でありまして、個々の檢察の待遇を同じにする、同じ勤続年限をもつておられますものが一段低くなければならぬといふふうには考えないのであります。俸給の問題とは切り離して、法廷構成の問題は考え、また全体として裁判官は非常に高い地位に上り得るのである。檢察は檢察總長をもつて止まるというところ、すでに地位の懸隔があるのである。俸給の問題については、しかく區別して考えなくてもよろしい。こういう建前をもつております。

○花村委員 檢察官の地位が著しく低いといふのは、旧來の例に鑑みて低いとおつしやられるのか、私のお尋ねいたしたいことは、要するにこの旧來の檢察官の地位が低かつたか高かつたかといふことではなくして、根本的の考え方として、判事と檢察官との地位は一段高くなつてしまふべきものであるといふお考えをもつておられるのか、あるいはまたこれは同一に見なければならぬといふお考えであるか。その根本的のお考えをお伺ひしたいと思います。

○鈴木國務大臣 それはごく大きく申しますれば、ほぼ平等に取扱ふべきものである。正しい裁判の權威を高めるために、その一番高いところのものは、檢察よりもつと高くなり得るやうに制度として開いた。こういう考え方でありまして、そのために憲法の規定もそのように設けられたのである。実は私も關與いたしまして原案を修正して、ただいまのような憲法にいたしましたのであります。そういう趣旨に理解いたしております。

○花村委員 考え方は同一に扱ふべきものと、さういふやうに承つたのであります。しかし憲法その他の法律の條章に則りまして、現行法並に行政官の身分に關します法律等とにらみ合せまして、法律の規定として、やはり裁判官といふものを一般に見て、さうして檢察の地位といふものはむしろ裁判官よりは低いといふ建前に、憲法その他の法律において規定しておると、私は認められると思ふのであります。法務總裁はどうお考えになりますか。

○鈴木國務大臣 その御質問の趣旨が、もし私の理解すると同じことであるならば、抽象的には仰せの通りである。ただ俸給等の問題は、別個に考えなければならぬ問題である。ただ司法権のあり方といふことについては、從來よりつと高く評價することになつたといふふうにご承知をしております。

○花村委員 次に待遇の問題、すなわち俸給に關してあります。裁判官の地位並びに檢察官の地位に、現行法規のもとにおいて上下の差別があるといふことは、法務總裁もお認めになつたやうであります。さういふことであれば、やはり俸給等も當然變つてこなければならぬと思ひます。俸給その他の待遇に關しても、やはりそこに差別を設けるといふのは、當然であると思ひますが、その点はいかがでしようか。

○鈴木國務大臣 抽象的にはさう考えられるのであります。俸給といふやうな問題になりますと、今までの歴史並びに現実のある方を無視するわけにいかぬと思ひます。さうして、それらを考慮に入れて、檢察官も準司法官であるといふ特殊の地位を認めまして、大体今の制度におきましても、ほぼ同様の待遇を與える。差があるとしてもごくわずかであります。ほぼ同様の待遇が與えられておるものとして立案をいたしました次第であります。

○花村委員 法務總裁は歴史と現実と

に鑑みて、ほぼ同様な待遇を與えてお
るとおつしやれるのでありますが、
しかしこれは今までの例によりまして
も、たとへば明治三十二年の判検事官
等俸給令という勅令に見るも、また明
治四十四年の判検事官等俸給令とい
う勅令に見るも、明らかに判事と
檢察官の間に差異を設けておること
は、きわめて明瞭であります。さらに
また新憲法下における新たにできた俸
給令によつても、差等が設けられてお
るのであります。むしろ過去の歴史
を見て、あるいはまた現実の待遇等
に關する法律を見ても、差別をこ
の兩者の間に設けておことは、きわ
めて明瞭であると申さなければならぬ
のであります。たとえば檢察官の俸給
等の應急的措置に關する法律、あるいは
裁判官の報酬等の應急的措置に關す
る法律というものが、新憲法実施後にで
きておるのでありますが、これらの法
律によりまして、差別を明らかに設け
ておる。従つて過去の法令等の例に見
ましても、また實際の面を見ましても、
その間に差異を設けておりますこと
とは、きわめて明瞭であります。であ
りますから、ただいま法務總裁が言わ
れたごとくに、過去の歴史と現実と鑑
みれば、ほぼ同様であるという御意見
は間違ひではなからうかと思ひます
が、いかなる点からさうな御見解を
お述べになられるのであるか、その根
拠をひとつお示しを願ひたいと思ひま
す。

待遇が與えられるようになったのであ
りまして、最近の俸給令におきます相
違ひというものは、今日のインフレーシ
ョンのもとにおいて、特に取立ててこ
れを論ずるほどの大きな差異でない。
こゝういふふうに考えましたために、若
干の微細な差異があることは認めるの
であります。今回の立案におきまし
ては、ごく大まかな数字をあげて規定
することにいたしましたので、ほぼ同
様、こゝういふふうに考える次第であ
ります。

○花村委員 そうしますと、今までの
例に見ても、また根本的の兩者の地位
等を比較検討いたしましたとしても、多少
の差は設けるべきがしかるべきである
というお説であると拜聴いたしましたよ
うと思ひます。しかば、本案に對し
まして、判事、檢察官の待遇の間に差
等を設けますことは、もちろん御異存の
ないことであらうと思ひますが、その
点はいかがでありますか。

○鈴木國務大臣 御質問の趣旨がよく
はつきりいたしました。が、本案にお
いて差別を設けられると仰せられるが、
相當差別を設けて提出したつもりで
おるのであります。つまり原案におき
ましては、最高裁判所判事十四名、最
高裁判所長官一名というものは非常に高
い地位をもつておられるわけであり
ます。それから判事の方にある一、二
の檢察官の方にはないものであります。
檢察官はいかに高くなつても判事の二
番高いところには及ぶことができない。
それから長官たる檢察官も、長官たる裁判
所の判事等には終局に及ばない。
こゝういふことで、非常な差が設け
てあるつもりであります。これ以上の差
を設けることに異議がないかという御
質問であります。それはちよつと同
意申し上げかねる、こゝういふことに相
なります。

○花村委員 そこで、ただいま出てお
ります檢察官の俸給等に関する法律案
並びに裁判官の報酬等に関する法律案
の兩案を比較して見ますと、たゞだ
い法務總裁の言はるるごとく、特段
なる差別を設けてあるというようなお
話であります。が、われわれはさう考
へません。しかしこれは程度の見よう
であります。けれども、この法案自体か
ら申しますならば、なるほど最高裁
判所長官、あるいは高等裁判所長官と
いつたような最高級の人々について
は、多少の相違はあるのであります。け
れども、しかし全般的から見て、何
れに判事と檢察官というものを區別し
たと認められる節はないと申し上げて
よろうと、私は思ふのであります。
法務總裁の言はるる多少の差でも
設けるのが至当であるといふことは、
これは判事なりあるいは檢察官なりの
最高の一部の者の給與についての差等
を設けるといふことで足りると思つし
やるのであるが、根本的な觀念とし
て、また憲法その他の法律上から見
て、あるいは旧來の慣例等に鑑みて、
もし判事と檢察官との地位に關する差
等を設けなければならぬといふ議論であ
るとすれば、一、二の長官のみの俸給
に關するわずかな差等を設けることに
よつて、すべて終れりと考へるなら
ば、それはあまりにも理論と現実とを
無視した考へようじやないかと思ひま
す。もう少し全般的に考へて、一部
の者に限らず、公般的の制度の上から
見て、そこにやはり差異を設けること
が必要ではなからうかと思ひますが、
その点に對する法務總裁のお考へはい
かがでしよう。

○鈴木國務大臣 憲法をつくりま
すに、裁判官の地位を高めたことは、
司法権を高めるといふ意味であつた
のであります。従つて政府が最初出
した原案にも、最高裁判所長官は、内
閣總理大臣が、任命する國務大臣級の
官職であつたのであります。従つて今
まで最高裁判所の判事はもつと低い地
位にあつたのであります。それを高め
るといふところに司法権を高める意味
がある、われわれは解して、今のよ
うな憲法の成案を得たわけでありま
す。それで十分目的は達せられると考
へますが、しかしなお實際上國民の尊敬
を勝ち得、社会的にも尊敬を勝ち得る
ためには、待遇のことも十分考へなけ
ればならぬことは、異論のないところ
であります。全般的に待遇を高めると
いふことは、私どもの熱望いたして
おるところであります。それと檢察官
と比較して特に低いところの檢察官で
あつて判事に比べて低からしめなけれ
ばならぬといふ理論上の根拠はない
と思ふのであります。ただ全体として
檢察官というものが一段低い地位に立
つといふことが、ある意味において裁判
官を尊重するゆゑであると思ひま
す。將來さういふ制度を立案する
つもりがあるかと仰せられますなら
ば、おそらくは憲法の精神にも合致す
ると考へますから、さういふ制度は樹
立すべきであると思ひます。こゝで
が、しかし今の現実の姿において、檢察
官も判事も同じ教育を受け、同じ試験を
受け、同じ修習を終り、同じく任官を
して、ほぼ同様に同じ年度の卒業者は
待遇を受けておる。これをにわか

にかえるといふことは、當事者の感情
を無視することになると思ひます。か
ら、新しい制度として、さういふ制度
を考へていきたい。さうしてただいま
は既成事実として判事と檢察官とはほ
ぼ同様に扱ふ。こゝういふふうに考へて
おる次第であります。

○花村委員 ただいま法務總裁は、判
事も檢察官も同じに試験を受け、同じ
に任用されて、同じような職場で働いて
おる。こゝういふことを言われたのであ
ります。が、この試験については、司法
科の試験を受けて裁判官並びに檢察官
になりますことは、もちろん法務總裁
の言はるる通りであります。が、しか
し二年間の修習期間を経て、第二回の考
査試験に合格をいたしましたれば、檢察
官になる者は、ただちに一人前の檢察
官としての資格を取得するといふことに
相なつて、檢察官に任官の辭令が交付
せられるのであります。が、裁判官の方は
檢察官と違ひ、二年間の修習期間を経
て、第二回の考査試験に合格をいたし
ました。でも、すぐ判事にはなり得ない。
御承知のごとく、判事の資格をただ
ちに受け得られるのではなくして、十
年間の経験を積んで、さうして初めて判
事に任用せられるといふやうな關係に
相なつておられます。がゆゑに、裁判官
と檢察官とが任用の方法において同一
であるといふことは、實際の上から見
て言ひ得ない。かような關係にあるの
でありますから、従つて當然裁判官
と檢察官との間に區別があつてしか
るべきものではないでしようか。決して
同一ではない。そして職場も大体同じ
のように見えておられるのであります。が、
これは見方の相違であるといふことに
相なるかもしれせんけれども、もち

○鈴木國務大臣 言葉が簡単なために
意を盡さなかつたと思ひますが、古い
歴史において差があつたことは仰せの
通りであります。その後種々の事情が
ありまして、ほぼ判事と檢察官とは同じ

○鈴木國務大臣 憲法をつくりま
すに、裁判官の地位を高めたことは、
司法権を高めるといふ意味であつた
のであります。従つて政府が最初出
した原案にも、最高裁判所長官は、内
閣總理大臣が、任命する國務大臣級の
官職であつたのであります。従つて今
まで最高裁判所の判事はもつと低い地
位にあつたのであります。それを高め
るといふところに司法権を高める意味
がある、われわれは解して、今のよ
うな憲法の成案を得たわけでありま
す。それで十分目的は達せられると考
へますが、しかしなお實際上國民の尊敬
を勝ち得、社会的にも尊敬を勝ち得る
ためには、待遇のことも十分考へなけ
ればならぬことは、異論のないところ
であります。全般的に待遇を高めると
いふことは、私どもの熱望いたして
おるところであります。それと檢察官
と比較して特に低いところの檢察官で
あつて判事に比べて低からしめなけれ
ばならぬといふ理論上の根拠はない
と思ふのであります。ただ全体として
檢察官というものが一段低い地位に立
つといふことが、ある意味において裁判
官を尊重するゆゑであると思ひま
す。將來さういふ制度を立案する
つもりがあるかと仰せられますなら
ば、おそらくは憲法の精神にも合致す
ると考へますから、さういふ制度は樹
立すべきであると思ひます。こゝで
が、しかし今の現実の姿において、檢察
官も判事も同じ教育を受け、同じ試験を
受け、同じ修習を終り、同じく任官を
して、ほぼ同様に同じ年度の卒業者は
待遇を受けておる。これをにわか

○鈴木國務大臣 言葉が簡単なために
意を盡さなかつたと思ひますが、古い
歴史において差があつたことは仰せの
通りであります。その後種々の事情が
ありまして、ほぼ判事と檢察官とは同じ

○鈴木國務大臣 言葉が簡単なために
意を盡さなかつたと思ひますが、古い
歴史において差があつたことは仰せの
通りであります。その後種々の事情が
ありまして、ほぼ判事と檢察官とは同じ

らん司法権を運用するについて、おの
おのが関係をもつておられますことは、
お話の通りでありますけれども、
しかし檢察官の方は、純然たる司法権
を運用しております裁判官とは違つた
のです。もちろん捜査あるいは訴追と
いつた刑事上の事件は扱つておるの
ありますけれども、しかしこれは純
然たる行政官である。行政官的の性質を
もつておる。ここが司法に深い関係を
もつておる裁判官と異ならなければな
らないところでありまして、これは
新憲法が実施せられまして臨時措置と
して設けられた檢察官の俸給等に関し
まする俸給令を見まして、その中に
明らかに書いてある。檢察官は行政官
と俸給の上においては同一なる待遇を
受けるという意味の規定が設けられて
おるのであります。かような点から
見ても、裁判官と檢察官との間におい
ては相違があるものであります。決し
て法務總裁の言われるごとく、試験も
任官もまたその後の仕事も、昇給に関
する過程も同一であるといふことは、
事実の上から見て間違いないと申さ
なければならぬのであります。が、こ
の点はいかがでしょうか。

○鈴木國務大臣 多くの点が、結局ど
うも見解の相違といふことになるよう
に感ずるのであります。たとえば檢察
官は行政官であるといふ言葉は、その
通りであります。廣い意味において
の行政官には相違ありません。しかし
行政官の中の司法官的行政官であるこ
とも、これは否定できない事実であり
ます。國家公務員法におきまして
も、檢察官については除外例を特に設
けておるような次第であります。その
採用の方法、試験の方法それから待遇
につきましても、除外例を認めておる
ような次第でありますから、一種特別
なる行政官、こゝ言わなければならな
いのであります。結局準司法官と申
して一向差支えないと思ふのでありま
す。従つてそのやります仕事が、はば
同じであるといふことは、これは何人
も異論のないところであると思ふの
であります。そこで制度の上における
判事補と判事との區別は仰せの通りで
あります。これは新憲法下における
司法権を高くしめるゆゑのもの
で、十年の練習を経たものでなければ
一人前の裁判官としないといふこと
は、非常に結構なことでありまして、
將來は檢察官なども十年以上練習をした
後に初めて判事に採用されるというよ
うな道が開かれる。弁護士も同様であ
ります。そのために制度の上では判
事補の時代には一号から六号まで、三
千五百円から八千円までとなつてお
りますが、判事になるときには一躍して
一番低いところが一万円と飛び超える
ようになつておるのであります。こ
こではけじめがつけられてある。優待
の道が講ぜられておるといふふうに考
えるのであります。これ以上特別に
一つ／＼に段階をつけて、檢察官と判
事との區別をつけなければ、その差別
が成り立たないといふふうには考えな
いのであります。

○花村委員 しかしこれは二十七日の
開議に出された檢察官並びに裁判官の
俸給等に関する法律案があるのであり
ます。その案によりまして、あ
る程度まで両者の差異を認めておる法
案であつたのであります。これが
その後の開議において変更せられて、
そして今日の案になつてきたように伺
つておるのであります。その点は
いかにでしようか。前の四月二十七日
に内閣に出されて、開議で諮られた案
と、原案とは相違しておるといふこと
であります。その点はいかがでし
やうか。

○鈴木國務大臣 開議の経過について
大分誤り傳へられておることを
遺憾に存するのであります。この機会
に私から説明をいたしておきたいと存
するのであります。本来この法案の
きまりました開議は二十六日の開議な
のであります。二十七日の開議とい
うのは、この法案を正式に扱つた開議
におきまして、約二時間にわたつて熱
心に討議せられた結果、到達した
結論が、この提案をいたしております
案であります。これは出席しておる
閣僚はすべて署名をいたしまして、確
定案として決定をいたしましたもので
あります。私はその晩九時半の急行で神戸
に参ることになつておりましたので、
確定案に到達したことを喜びまして、
署名を終るとともに、官房長、人事課
長にその案を渡しまして、こゝういふ
うに確定したから、原案をつつて議
会に提案する準備をするようにといふ
ことを申して、私は神戸に向つて立つ
たのであります。しかるに神戸におい
て長距離電話で、二十七日の開議にお
いてそれがむし返されて出された案
は、数字が間違つておるといふ議論が
出てきた。前の晩の開議である開議
が、自分自身はみな千円ずつ下つてお
る。ように理解しておつたのである大蔵省
の事務当局がつくつてきて今度正式に
議案に提案すると言つて出した案を見
ると、ただ一箇所千円下つておるだけ

で、その他の点は判事も檢察事も同じで
はないか。それじやこれは前の晩の開
議の決定と違つておる。直せといふこ
とを言われたやうであります。私が
りましたならば、それは非常な不都合
なことでありまして、さういふ趣旨で
なかつたのであります。議論を盡した
末、ここに判事にだけあつて、檢察に
ない一つの特号の俸給を設けよう、そ
こでこの問題は解決にしよう、二時間
の議論の末、そこに一つの解決点を見
出したのであります。それから、そんな生や
さしいものではない。しかるに翌日私
のおらないときに、それを説明する人
がなかつたためであります。千円ず
つみな違つておるのだ、これは容易なら
ざる変化でありまして、さういふこと
が言われたといふことを神戸で私は承
りまして、驚いてただちに總理大臣に
電報を打ちまして、それはほんでもな
い誤解である、二十六日の開議決定に
反するものである、ゆゑに私が帰るまで
これを議案に提案する等のことは差控
えてもらいたい、こゝういふ電報を打ち
まして、また長距離電話で、官房長等
にそれを命じまして、さうして帰つて
まいつた次第であります。帰つてま
いって開議に臨んで、それは明らかに誤
解である、二十六日の開議において
こゝういふに決定したのであるとい
ふことを申し上げた。ところが閣
僚諸君も、聴いてみるとなるほどさ
うだつた。それは誤解であつた。二十
七日にさういふに解したのは間違ひであ
るといふことがおわかりくだつたの
であります。それで二十六日の決定が
そのまま維持せられまして、議案に提
案されることに相なつたのであります。

これが真相でありまして、決して檢
事諸君が抗議を申し込んだから、開議
が変化した。あるいは法務總裁が主張
して変更させたといふようなことでは
ないのであります。どうか御了承を願
ひたいと思ひます。

○花村委員 さうすると、法務總裁の
言われる千円ずつが全部違つておつた
といふお話であります。今回の案に
照してどう違つておつたのですか。あ
なたを二十六日にきめられた案はど
ういう案で、二十七日のはどういふ案で
あつたとおつしやるのですか。

○鈴木國務大臣 二十六日の案は、こ
こに提案しておる通りのものでありま
す。

○花村委員 檢察官の方と裁判官の方
も両方ともですか。

○鈴木國務大臣 両方とも開議決定案
を出しておるのであります。二十七日
の開議なるものは、正式にはないと私
は解しております。二十七日にはただ
これを解釈するについて誤解があつた
だけであります。その誤解が外部に漏
れたのであります。それはみな千円ず
つ下つておると解釈しておつた。さうい
う誤解がありましたために、さう言わ
ればさうかなといふようなことから
こゝに誤解が起つたのであります。し
て、私が差止めを總理に要求いたしま
した結果、私が帰るまでその解釈につ
いても留保せられておつたのでありま
す。それで私が説明した結果、それは
二十六日の開議決定は、なるほどただ
いま提案したしておる通りであるとい
ふことを、全閣僚は納得せられまし
て、さうしてこれが原案として提案せ
られることになつたのであります。

○花村委員 法務總裁の説明と、われわ

れの強い知り得た事実とは、すこぶる相違いたしておるのでありますが、法務総裁がたゞいまのような説明をなさぬから、私はますます誤解を招き、世間の疑惑を起すのではなからうか、もしそれ事実ありのままを言われるならば、決してそういうことはあるまいと思う。何か法務総裁の言われることが真実で、他の言うことがすべて誤りであるかのごとくに申されるのであります。しかしこれは實際閣議を経ましたその後の経過等から見ても、法務総裁の言うところとまったく違つてゐる。もちろん法務総裁のおられた二十六日に本案がかつたことは承つてゐるのであります。しかし二十六日に法務総裁は、閣議で決定して、そうしてすべての關係が了解した、こう申されてゐるのであります。しかし私は閣僚の一人にも實際聞いたのであります。二十六日にはまだ本格的に決定しておらぬと申す。大体審議はいたしたのであるけれども、本格的な決定に至らず、そのまま保留されたのである。ということを閣僚の一人が、明らかに言つてゐる。また他の人の言に聴くも、大体それが事実であるように思えるのであります。そこでこの四月二十七日午前開かれた閣議で、本格的に決定をいたしたといふことで、その閣議の決定に対しては――新聞記者を呼んだか呼ばないか、これは私は知りませんが、けれども新聞記者にも官房長官の手を経てこれを発表しているのではありませぬか。そうして二十七日のラジオでそれを放送し、しかも二十八日の新聞が一斉にその記事を掲げている。のみならず四月二十七日の午前十一時ころであります。有田官房次長が内閣官房

長の代理なりと称して、最高裁判所を訪問いたしまして、そうして今朝の閣議で決定したといふその政府の案を示して報告しているではありませんか。しかもその内閣官房次長が報告に來たのであります。時あたかも最高裁判所長官がおらなかつたので、長官の代理として本間事務局長が會つてゐるのみならず、この本間事務局長ばかりでなく、そのときに二、三の裁判所の事務官も一緒に會つてゐる。かような事実から推して考へる場合におきまして、四月二十七日の閣議で決定したといふことは、まず大体において間違ひのないことであると私は想像してもよからうと思つてゐる。たゞいまの法務総裁の言葉によると、二十六日にすでに決定してゐる。二十七日には閣議に出たのではないといふことをはつきり言つてゐるのであります。けれども、二十七日には第一あなたは東京におらず、そうしてこの閣議にも出席しておらない。でありますから、その二十七日にいかなる閣議が開かれ、いかなる判決がなされたかといふことは、もちろん傳はれてゐたことであらうと思つてゐる。たゞ、實際その席におらないのであるから、知られないことは、これは無理からぬことではあると思ひますけれども、二十七日に決定してさうに発表している。これをもしあなたは事実でないとおつしやるのですか、それをちよつとお尋ねしておきます。

○鈴木國務大臣 二十六日の夜閣議が決定いたしました。この案といふものは二十七日の朝私が大阪で買つた新聞にみないやうに出ておつたのであります。二十六日の閣議の決定として二十七日の朝の新聞に出ておつたのであります。東京の新聞にも出ております。から、ごらんに入れることができます。その後二十八日になつて、また別な二十七日の閣議決定なるものが新聞に載つた。私は驚いたものであります。それですでにその前に先ほど申し上げるやうに、長距離電話等で隨處の処置をとりましたけれども、それは大体花村議員の仰せられるやうな事実があつたのであります。私もあとで承りました。したが、すべて誤解から起つて、さういふ行爲に出たことと思つてゐる。まして、二十七日の閣議にかり版にして、前の晩には朱を入れ訂正をいたしました。それから、それを確定案として私は事務当局に渡したのであります。が、殊に大蔵省給與局等に数字を間違へないやうに指摘いたしまして、閣議を終つたやうなわけでありまして、閣議のとき副機事の数字がまだ二、三日直さなければならぬものがあつたのであります。それは明日までは直して、刷り直してごらんに入れるといふことになつておつたのであります。その刷り直したかり版が出てきたときに、新しく問題をとり上げたといふことは、私は二十七日の閣議は、二十六日の閣議が決定しておるものといたします。ならば、越權の行爲であり、なすべからざることをなしたものであると考へておる。ゆゑに私は、それは私が憚るまで差止めてもらいたいといふことを總理に要求した次第であります。その結果再び二十六日の閣議決定といふものが維持された。こゝういふことには間違ひはないのであります。

○花村委員 そうしますと、これは内閣官房長が有田官房次長を代理に最高裁判所長官を訪問せしめて、四月二十七日の閣議で決定した旨を報告したといふことは越權行爲になります。一且二十六日の閣議できまつておるものを、その案をもつて最高裁判所長官を訪問したのでなく、二十七日の午前決定した案をもつて最高裁判所長官を訪問して、その閣議の経過を報告したといふやうなことは、内閣官房長として、もし法務総裁の言うことがよくんば、これはやるべきことではない、こゝういふことを内閣官房長官がやつて、ことさらに事実でないことを事実なりとしてやり、そして世間を騒がせ、いろいろの誤解を招いたことになりまると、内閣官房長といふものは、いかに無責任なものであると申さなければならぬ。それで、かような不當な行爲に對しまして、法務総裁はどう考へておられますか。そうして新聞等にも発表しておる。もしも法務総裁の言通りであるといふとしますと、新聞等には発表したことも間違ひである。しかし新聞に書かして、発表しておる。こゝういふことを内閣官房長がやつておるのであります。こゝういふ事柄は強いて世間の誤解を招き、あるいは内閣の閣議決定そのものに對する疑念をもたしむるがごとき事態を引起したものであると申していいと思つてあります。が、こゝういふ不當な処置に對して、法務総裁はどうお考えになつておられるか。

○鈴木國務大臣 その問題は、けさほど花村議員が御質問になります。直前に、私も承つたのであります。事の眞否については、よく確かめて、しかる後お答えしたいと考へます。が、感想としては、よけいなことをやつたと感ずる次第であります。私の方としてはこれは法務総裁が常に最高裁判所から御依頼を受けて提案をいたしておるやうな次第でありまして、事大小となく連絡をいたしておつたつもりであります。二十六日の夜の閣議で決定しましたときには、やはり新聞記者に発表したはずであります。それから翌日の新聞に出たのであります。閣議できまつたことは、秘密事項を除いては、原則として新聞記者に発表いたします。であります。同時に私は官房長並びに人事課長にこのことを報告いたしてありますので、人事課長は最高裁判所を訪ねて、二十六日の閣議の決定を御報告申してあるはずであります。御報告申してあるこの報告は、受けております。それでさういふふうにきまつたのかといふことでは承つておる。そのあとへ官房次長がまた報告に來た、その報告の内容が違つたといふことで、不思議に思つておつたといふやうなことを承つておるのであります。が、少くも私の方は正当な手續を経て、正當に最高裁判所に連絡をいたしておるつもりであります。官房次長が参つたといふことは、私の立場からは、よけいなことをされたものと言わざるを得ないものであります。

○花村委員 これは法務総裁一人だけが違つた説明をされておられます。その言を信するや否やは私の判断ですが、他の閣僚も二十七日の閣議で決定したといふことを申しており、さらにまた官房長の代理が最高裁判所へその旨を報告しておる。さらにまた新聞等にも発表しておる。さういふやうな四重の事情から考へてみまふ場合において、やは

り法務総裁の言われることは、何かい
るにこれについて、やはり世間でと
かくの批評はいたしますし、問題を起
しておきますので、さような点を考慮
して、何とかさういふ非難を免るるよ
うな筋道をつくりたいというような意
味で、事実と異なつたことを言われて
おるのでなからうかと思ふのでありま
すけれども、しかしこれは事実と異な
つてよいやないでしょうか。あり
のままを言う方が、さうしてこれは二
十七日の閣議で決定したのであるが、
これは青田総理の側近の者の話によれ
ば、法務総裁から二十八日に電報も
来、電話も来て、この案の発表は自分
の帰るまで見合はしてもらいたいとい
ふのは東京の総理のところへ言うてこ
られたさうであります。その言うてこ
られたことはお認めになるでしょう。

れども、そうはつきり言うておる。そ
うして二十八日にきまつたのだとい
うことはつきり言うており、内閣官房
長の代理も最高裁判所長のところへ言
うておるといふやうな関係からい
て、どうしてもこれは法務総裁の言を
私は信ずるわけにいかない。そこで三
十日の閣議において、本院にただいま
出ておりますところの案に変更され
たといふやうないきさつに相なつてお
るといふことでもあります。その点
はどうでしょう。もうひとつここまで
来たらさういふに事案通りにおつ
しやつていただく方が、かえつて明瞭
になると思ひますので、ひとつあまり
つくるわすに言うていただきたいこと
を希望します。

決定しないならば、神戸に行くことを
延期して翌日の閣議に臨んで、さうし
て決定したるのち私は出発するのであ
ります。また、私が何の必要があつて、
その晩七時半、八時ごろ官房長と人
事課長を呼んで、この通り閣議で決定
したから、これを議院に提案する手続
をせよ、また最高裁判所へそのことを
報告せよといふことを命ずる理由があ
りましよう。未だ決定せざる閣議の決
定を、私がさういふばかなことを命じ
たとするならば、今度は私の頭の健全
性の問題になるわけでありまう。そ
ういふ意味において、それは非常な色め
がねでござんになるものであると、申
し上げざるを得ないのであります。申
私の申し上げることは、少しも修飾
はないのであります。

に臨席しておつた人の話によりまし
と、深く顧慮せず、千円ずつの差が
前の晩に決定されたものであると了解
されたといふのです。さういふ了解は
非常に間違つた了解であるから、私が
帰るまでこれを決定的に取扱ふことを
止めてほしい。さういふことになつた
わけでありまう。

く見ずに、数字も見ずに決定したとい
うことであらば、それこそ閣議なるも
ののいかなるものかを疑はざるを得な
い。閣議では何をやつておるかかわら
ない。閣議といふものは、そんな不
識な、さうしてその場限りのやうな権
威のないものであるとは私は考えられ
ない。法務総裁の話によれば、ましま
す疑問が起きてくる。さういふ本日わ
れわれに示されたやうな案によつて質
問回答が行われて、さうして決定した
以上は、そんな問題が起るはずがない
か。お尋ねいたします。

○鈴木國務大臣 私に問題が起るはず
がないのに起つたことをふしぎに思つ
ておるのです。実は私は二十六日に確
定したものと申つた。数字をむろん示
して、それは筆を入れましたから汚く
はなつておりましたが、その数字に基
いて閣議の決定はなされたのでありま
す。ただ翌日それをガリ版に刷り直し
て閣議に配るといふことの了解はあり
ましたけれども、その数字を見ずして
決定したわけではないのであります。

ゆえに、まづたたくそれは誤解に基くも
のである、さう私は主張するゆえんで
あります。

○花村委員 さうしますと、それは翌
日の配付されたガリ版が違つたのだす
か。

○鈴木國務大臣 いや、ガリ版は違つ
ておらない。大蔵省給與局で刷られた
ガリ版は、ここに出した通りのもので
あります。しかるに、閣議の中に、こ
れは前の晩の了解と違ふぞ、さうい
出した人があるのではありません。

○花村委員 それですから、それは、
翌日、閣議決定になつた案としてガ

られたさうであります。その言うてこ
られたことはお認めになるでしょう。
さう聞いた人も言うておるのであるか
ら。さうしてこの三十日にさらに閣議
を開いて、この問題を検討した。そこ
であなたが、法務総裁がどうしてもこ
の案でなければ、法務総裁の顔が立た
ぬと申したのでないでしようけれど
も、検事もどん／＼辭職をするし、收
拾ができなくなるのであるから、これ
はどうしても二十七日の閣議できめた
案をかえてもらわなければ困るとい
うので、極力主張された結果、その方針
にやつてきたといふ話を聞いておるの
であります。これは私はその話は
間違いないといふやうなところ。閣議の
中の一人にも二十六日にきまつておら
ぬことを明瞭に言うておる。名前を言
えと言へば名前を言うこともあえてか
まいませぬけれども、しかしさうい
うことは言わぬ方がよいだらうという考
えもあるようですから、申しませんけ

○鈴木國務大臣 少しもつくりや必要
を感じないのであります。率直に一
切の証拠の示すごとく、私の言うこと
に間違いないことが立証できるのであ
ります。二十六日の夜閣議で決定した
案として、翌日の新聞に出ておること
は、二十六日の晩に一應閣議が決定に
到達したことを示してあります。その
でおります。それは二十七日の朝日新聞
でお目にかけることが出来ます。それ
にはこれと同じ案が出ておるのであり
ますから、二十六日の夜の閣議で決定
しなかつたといふ閣議があるならば、
その閣議の頭の健全性を疑ふのであり
ます。何となれば、決定してみな署名
をしてわかれたのであります。決定せ
ざる案に署名することはないのであり
ます。もし未だ決定しないならば、翌
日に留保して散会するのが当然のこと
であります。また私も、これは自分の
主管の大切な仕事であります。神戸に
参ることも大切ではあります。もし

○鈴木國務大臣 変更したとまでは聴
かなかつたのであります。この解
に――前の晩の決定について了解が違つ
てきた。全部検事と判事には千円ずつの
差があるものと前の晩に了解したとい
う説が、閣議の一人からも出され
た。そして、多数がさういふやうい
う説が、ガリ版になつて出てきたもの
を見ると、さうなつておらぬじやない
か、さういふことから、その閣議

○花村委員 そがよくわかりません
が、さうすると、閣議では案を示し
て、さうして案によつてつまり検討さ
れたわけでしょう。さうしてその案に
よつて審議をせられた結果、その案が
是なりとしてその閣議が署名せられた
ことであらうと思ふのであります。が、
今法務総裁の話によれば、閣議できま
るはきまつたのだが、翌日のガリ版
の案を見たところが、ガリ版の案と閣
議で詰つた事柄と違つておつた、さう
言われるのであります。さうする
と、閣議は案なしでただ口頭だけでや
つたのですか。さういふことはありま
すまい。閣議が全部判を押したとい
うのであるから、従つて、案を示され
て、案によつて検討せられたことであ
らうと思ふ。また、案によらずに、こ
ういふ重大な問題を閣議に諮り、また
きめたのきめないのといふやうなこと
を、私は諸君ははずがなと思ふので
あります。さういふやうな案を示
されて、案によつて、それ／＼の係
から説明があつて、さうしてその説明を
聴いた上で、これならよろしいとい
うことで決定をして、判を押したとい
うことになりましようか。さういふこと
であれば、千円違ふとか違ふないとか
いふ問題が、二十七日に起るはずがな
いじやありませんか。あなたの言う通
りであるとすれば、もしその案をろくろ

く見ずに、数字も見ずに決定したとい
うことであらば、それこそ閣議なるも
ののいかなるものかを疑はざるを得な
い。閣議では何をやつておるかかわら
ない。閣議といふものは、そんな不
識な、さうしてその場限りのやうな権
威のないものであるとは私は考えられ
ない。法務総裁の話によれば、ましま
す疑問が起きてくる。さういふ本日わ
れわれに示されたやうな案によつて質
問回答が行われて、さうして決定した
以上は、そんな問題が起るはずがない
か。お尋ねいたします。

○鈴木國務大臣 私は問題が起るはず
がないのに起つたことをふしぎに思つ
ておるのです。実は私は二十六日に確
定したものと申つた。数字をむろん示
して、それは筆を入れましたから汚く
はなつておりましたが、その数字に基
いて閣議の決定はなされたのでありま
す。ただ翌日それをガリ版に刷り直し
て閣議に配るといふことの了解はあり
ましたけれども、その数字を見ずして
決定したわけではないのであります。

ゆえに、まづたたくそれは誤解に基くも
のである、さう私は主張するゆえんで
あります。

○花村委員 さうしますと、それは翌
日の配付されたガリ版が違つたのだす
か。

○鈴木國務大臣 いや、ガリ版は違つ
ておらない。大蔵省給與局で刷られた
ガリ版は、ここに出した通りのもので
あります。しかるに、閣議の中に、こ
れは前の晩の了解と違ふぞ、さうい
出した人があるのではありません。

○花村委員 それですから、それは、
翌日、閣議決定になつた案としてガ

り版で刷つて關係に配られたそのガリ
刷版で刷つた案の数字が間違つておつ
たというのですか。

○鈴木國務大臣 關係のある者が間違
つておると主張したのであります。少
しも間違つていないものを給頭局長は
提出したのであります。私から見れば、
少しも間違つていないものを提出し
たのに、これは間違つておるぞとい
うことを言つた者がある。これは誤解
に基づく主張であると私は申すのであ
ります。

○花村委員 そういうことであります
れば、これは二十六日の閣議には何ら
關係のないことですね。二十六日の閣
議で、あなたがきめられて、そうして
判まで押して、りつばな案ができ上つ
て、東京を立たれた。しかるに、何か
關係の一部でかれこれ言つたからとい
うて、その案を覆されるものでもな
い。でありますから、何もあなたが電
報を打つたり、あるいは電話で、首相
にその案の発表を止めてもらふ必要は
ちつともないじゃないですか。閣議で
りつばなにきまつたものを発表しても、
それはいいじゃないですか。それを、
発表するのを自分の情で止めてく
れというの、どういふのですか。そ
れはあなた自身でつくつた閣議のその
決定に対して疑をもつたのですか。自
分が立会つてつくつたその閣議の決定
に対して疑をもつて、そういうことを
言つたのではないだろうかと思ひ考へ
られる。一旦決定したものを、いかに
關係が何と言おうが、閣議を開いてそ
れを變更するという方途を講ぜざる以
上は、何らその閣議決定の効力に微動
だもないことでありますから、従つ
て、あなたが、電報を打つたり、ある

いはわざ／＼長距離電話をかけてそれ
を止めるという必要はごうもないじや
ありませんか。それはいかがですか。

○鈴木國務大臣 まつたくその通りで
あります。電報を打つ必要を無視して
可なりなのであります。しかし世の中
にはしば／＼間違ひがあります。その
ら、念のために電報を打ち、また長距
離電話で閣議に提案することは、自分
が帰るまで差控えてほしい。何も発表
することをさしとめることもいかぬ
し、さし止めても間に合わないのでは
ありません。すでに発表したのでありま
す。発表をさし止めたのではなくて、
閣議に正式に提案することをさし止め
たのであります。御了承願います。

○花村委員 そうしますと、三十日
に閣議を開いて、さらにこれを検討し
たということですが、三十日にあなた
が帰られてから、そういうことはあり
ませんか。

○鈴木國務大臣 二十七日の閣議にお
いて異なりたる解釈が行われたとい
うことでありますから、その点を正
するために、新たに問題にいたしたわ
けであります。それで三十日の閣議に
おいて、やはり二十六日夜の決定が正
しかつたのである、という決定に到
達いたしました。再確認された。その
間二十六日夜の署名を除いては、二十
七日にも署名したことはなし、三十日
の閣議においても、新たな署名をし
たことはいないのでありますから、二
十六日の閣議だけが唯一生きておる閣
議であります。こういうことに相なる
のであります。

○花村委員 そうしますと、三十日の
閣議で是正したと言われるのだが、何
も是正すべきものではないのじやない

ですか。二十六日の閣議でりつばに閣
議が成立して、決定になつて、そうし
てその出席閣僚が判を押して、りつば
な案ができあがつた。ところがそのあ
くる日になつてから、關係の一部がそ
の案に対して疑念をもつてきた、こ
う言われるのですが、疑念をもつ關係
の頭をまず第一に疑わなければなら
ないのであります。しかし二十六日の日
にそれは十分に審議せられたことであ
る。ろく／＼審議もやらずに、そうい
う案を閣議できめたということにな
れば、閣議というものの眞價を疑は
ざるを得ないのであります。少くとも閣
議の間においては、案に基いて十分に
討せられておつたことであると思
うのであります。従つて二十七日に疑
問をもつ必要はごうもない私は思
ふ。やはり数字もこういう場合にこの
ように書いてあつて、本案に基いて
説明をしたのでしようが、それをどう
誤解したのであるか。誤解したとい
うのは、案の文字でも読み違へたと
も言ふのでしようか。閣僚が二十七日に誤
解したということをも具体的に説明し
てもらいたいと思ふのです。こういう場
合に案ができで、数字もはつきりして
おるのだから、これに対して誤解をも
つはずがないのです。それを誤解した
というの、どこをどういふか、いかに
誤解をして、三十日の閣議において、
その誤解をどうして解かなければなら
なかつたのか。そのいきさつをひとつ
御説明願ひたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 私から見れば誤解さ
れることが不思議なことではありません。
しかしその關係は、判事だけにあつて、
検事にない俸給を一つ設けたのであ
ります。二十六日夜の決定で、判事の

一号というのが一万四千円で、これは
特号とも言うべきものであります。そ
が、その他は判事と検事を平等、対等
ということにいたしました。判事の二
号は検事の一号で一万三千円、判事の
三号は検事の二号というふうにして、
ずつと順序を逐て千円づつ下つてい
くのであります。しかるにその閣議
は、いや、判事が一万四千円とるとき
には同格の検事は一万三千円、二号は
判事は一万三千円で検事は一万二千
円、判事が一万二千円るときは、検事
は一万円、こういうふうになり千円づ
つ開いておるものであると了解した。前
晩の閣議決定は、そういう誤解は一
体起るはずがないのであります。こ
れは不思議であります。そういうふ
うに主張されたといふのであります。

○花村委員 そうすると、それはこの
案にもちやんと一号、二号、三号、四
号、五号と、別表というのに載つてお
るのでありますから、そしてその案
の通りにきめたのですから、そのとき
にこれは一万四千円が一号としてこ
に書いてあるのではありませんから、こ
れに対して疑念をはさむ余地はないの
じやないですか。

○鈴木國務大臣 ないです。
○花村委員 疑念をはさんだなら、そ
の閣議にだけ説明なさればいいのじや
ないですか。何も公の閣議を三十日の
日に開いて、そうして大げさに閣議に
はかつて、それを是正することも何も
ないと私は思ふ。その誤つた關係に、
ただいまなされたような説明をすれ
ば、それで足りるのじやないですか。
だれが常識上考へても、あなたの言わ
れることがどうも納得できぬというの
は、これは当然ではないか。それはい

かがですか。

○鈴木國務大臣 ごもつともです。外
形的には二十七日にそういう解釈が行
われ、そうしてその解釈に多数の閣僚
が賛成をされて、外部に発表された
が、三十日にこれを是正せざるを得な
いことになつたのです。

○佐瀬委員 議事進行について、私は
結論的に申上げると、本案を審議する
上に、当委員会に総理大臣の出席を要
求し、その上で施行したいと考へるの
であります。その理由を簡単に申し上げ
たいと思ひます。ただいま同僚の花
村君から閣議の経緯について、法務總
裁とる質疑が繰返されたのでありま
すが、私はこれは法務總裁が内閣の法
務に關する最高顧問であるという地位
に非常な敬意を表し、またそれだけに
御発言については重大視するのであり
ます。しかしながら、ただいままでの
御説明の中に、私どもは内閣全体の問
題として考慮すべきものが多々あるよ
うに見受けるのであります。この閣議
の變更があつたかどうかという点につ
いては、いずれが誤解であるか、正解
であるか、あるいはいづれが頭の健全
性を疑われるものであるかどうかとい
うことは別問題といたしまして、少く
ともそこは内閣としての組織なり、運
営の上において本問題を中心にして、
きわめて不統一なものがあつたとい
うことを、確認せざるを得ないのであ
ります。この点について、私は内閣の首
長としての総理大臣の釈明を求めなけ
ればならぬと考へるのであります。

次に本案は單に判検事の給與の水
準差を認めるかどうかというような問題
ではなくして、事きわめて重大に、今は
憲法問題に中心が發展しておるのでは

ないと思ひます。その誤つた關係に、
ただいまなされたような説明をすれ
ば、それで足りるのじやないですか。
だれが常識上考へても、あなたの言わ
れることがどうも納得できぬというの
は、これは当然ではないか。それはい

ないと思ひます。その誤つた關係に、
ただいまなされたような説明をすれ
ば、それで足りるのじやないですか。
だれが常識上考へても、あなたの言わ
れることがどうも納得できぬというの
は、これは当然ではないか。それはい

ないと思ひます。その誤つた關係に、
ただいまなされたような説明をすれ
ば、それで足りるのじやないですか。
だれが常識上考へても、あなたの言わ
れることがどうも納得できぬというの
は、これは当然ではないか。それはい

ないと思ひます。その誤つた關係に、
ただいまなされたような説明をすれ
ば、それで足りるのじやないですか。
だれが常識上考へても、あなたの言わ
れることがどうも納得できぬというの
は、これは当然ではないか。それはい

ないかということを、私は考えるのであります。それは先ほどの法務総裁の御意見の中にもあつたようであります。判検事の地位そのものに對する認識のしかたにおいて、私は憲法上いわゆる三権分立の基本原則に對して、はたして現内閣がいかなる理解をもつておるかということについて疑わざるを得ないやうなものが秘められておるやうに組織したのであります。芦田總理は新憲法の趣旨徹底に、また政治家として憲法を遵奉すべき精神を、あらゆる機会に高揚されたのであります。この總理大臣が三権分立の基本原則について、従つて判検事の地位というやうなものについて、いかなる御意見をもちておるかということも、本法案を審議進行する上において、確認しておきたいと思ふのであります。第三番目の理由といたしましては、現在内閣では、一方において行政官の給與に關する問題を取扱つておるやうに推測するのであります。しかもその骨子は、いわゆる職階制的給與ということが基準になつておるやうに見受けるのであります。私は判検事の給與についても、この職階制的な差別待遇が、行政官の場合と同じやうに徹底せしめらるべきものがあるかどうかということについて、内閣の根本方針を確認しておきたいのであります。さうな意味から、責任ある總理大臣の出席と御発言を要求する次第であります。

なおここに附け加えておきたいのは、先ほど花村君の質疑の中に明瞭にされておりますやうに、官房次長、またその一關係というものも、當時のいきさつを明瞭ならしむる上において、本委員会に出席して、発言の機会を與え

るということが、必要ではないかと考へるのであります。以上議事進行について一言する次第であります。

○鍛冶委員長代理 一關係ではわからないので、名前をはつきりしてもらいたいと思ひます。

○佐瀬委員 われ／＼の推測するところによれば、官房長官と、官房次長であります。

○鍛冶委員長代理 そうすると、内閣總理大臣及び官房長官及び官房次長を呼んで、次会に聴くという議事進行に對する発言ですが、いかがでございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鍛冶委員長代理 それではさうにして進めることにいたします。

明日は午前十時から開きます。本日はこれにて散會いたします。

午後零時三十三分散會

昭和二十三年七月六日印刷

昭和二十三年七月七日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局